平成２９年（フ）第２７０７号
大阪府高槻市西冠３丁目40番17号
債務者　小田　靖之
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０号
香川県坂出市府中町322番地　ケアホームはれる
債務者　和田　尚子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第６６号
香川県丸亀市三条町1553番地５
債務者　宮﨑ゆかり（旧姓加地）
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１７号
香川県観音寺市豊浜町和田浜1275番地
債務者　藤村　可奈
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第１９２号
静岡県浜松市東区北島町53番地　ジュネスコートⅡ　101号室
債務者　佐藤　安彦
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
静岡県浜松市中区城北２丁目32番22号　セジュール城北102号
債務者　小林亞起夫
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
静岡県浜松市中区中沢町72番12号　マンション大庭201号室
債務者　山田　倫子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
静岡市葵区内牧147番地の４、旧住所静岡市駿河区向敷地1144番地の３
債務者　海野　慎司
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８５号
岡山市北区南方３丁目８番34号ピエ・タ・テール南方205号室
債務者　長尾　頼良
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２１号
岡山県倉敷市児島下の町９丁目12番サ５号　ハーモニアス明石102号
債務者　岸本　千明
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２７号
岡山市北区富田町１丁目９番９号　富田町コーポ202
債務者　石原　博和
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５０号
岡山市東区西大寺中野372番地４ミーオパラッツォ201
債務者　三宅　正美
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第８０６号
函館市中道１丁目13番14号　コーラル中道203号室　（申立時の住所）札幌市白石区平和通12丁目北２番７号　第１和光ハウス１号
債務者（破産者）　長沢　理恵
1　主文　当裁判所が平成29年５月19日午後５時にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「札幌市白石区平和通12丁目北２番７号　第１和光ハウス１号」とあるのを「函館市中道１丁目13番14号　コーラル中道　203号室　（申立時の住所）札幌市白石区平和通12丁目北２番７号　第１和光ハウス１号」と更正する。
2　決定年月日　平成29年６月27日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１５５号
山形市大字黒沢401番地
破産者　有限会社みかど旅館
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０４号
相模原市中央区相模原３丁目７番１号フェリッシュ相模原203
破産者　有限会社糸車
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部